

2025年7月11日

会員薬局各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
薬局委員会
常務理事 清水 敦

福岡市保健福祉局地域医療課から、7月3日付で下記の文書が届きましたのでご連絡いたします。

令和7年度医薬品・医療機器等一斉監査指導が7月1日より実施されております。監視指導の対象となった薬局におかれましては、「監視指導項目表」を参照し、準備していただくようお願いいたします。
(各区保健所から個別に案内が届くことになっております。)

また、本年度は「濫用等おそれのある医薬品の取扱い」が重点項目に設定されております。

別添の自己点検表に事前にご記入いただき、監視員に提出をお願いいたします。

なお、「劇物及び毒物販売業の許可」をお持ちの薬局では「規定書」を作成することが義務づけられております。併せてご準備頂きますようお願いいたします。

※「実施要領」「監視指導項目表」等の資料は、福岡市薬剤師会ホームページに掲載しています。

福岡市薬剤師会ホームページ→会員のみなさまへお知らせ

<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/50089/>

福岡市保健所長 田中 雅人
(医薬務・衛生推進課医薬企画係)

令和7年度医薬品・医療機器等一斉監視指導の実施について

本市医薬務行政につきましては、特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添のとおり実施することとしましたのでお知らせいたします。今年度は、市販薬の乱用（オーバードーズ）対策として「濫用等のおそれのある医薬品の取扱い」を重点監視項目に設定し、各施設における鎮咳薬や感冒薬等の販売体制を自主点検票により事前に確認していただくとともに、立入検査当日にも確認を行うこととしております。

また、毒物劇物販売業の登録を併せて有している施設につきましては、毒物及び劇物取締法に基づく監視指導を同時に実施する場合がございますので、念のため申し添えます。

(実施要領より一部抜粋)

令和7年度福岡市医薬品・医療機器等一斉監視指導実施要領

1 対象及び実施期間

- (1) 薬局開設者、薬局製造販売医薬品製造販売業者及び製造業者、店舗販売業者、特例販売業者
令和7年7月1日（火） ～ 令和7年12月26日（金）
- (2) 医療機器販売（貸与）業者
令和7年7月1日（火） ～ 令和7年12月26日（金）

2 立入周期

概ね6年に1度

3 立入実施者

福岡市保健所各衛生課 薬事監視員

4 主な確認事項（詳細は各監視指導項目表のとおり。（7）は重点監視項目）

① 薬局開設者及び医薬品の販売業者

(7) 濫用等のおそれのある医薬品販売時の確認、販売数量の制限等の体制について